



# 日 鶏 協 回 覧 板

2024年4月4日  
一般社団法人日本養鶏協会

## 補正予算（鳥インフル発生予防対策費）の追加要望調査

農林水産省は、令和5年度補正予算において、農場の分割管理の導入や、鳥インフルエンザの発生予防対策のためのハード面での支援事業を実施しているところですが、今般、追加の要望調査を行うとの連絡がありましたので、お知らせします。

○事業名：消費・安全対策交付金（ハード）

○事業内容：

①鶏舎入気口フィルター、細霧装置の整備

粉じん、羽毛等の鶏舎内への侵入を防止するために鶏舎入気口に設置するフィルター、入気口周辺に設置する細霧装置の整備支援

②農場の分割管理の導入に当たり必要な施設整備

分割管理の導入を実施する場合に追加で必要となる更衣室、車両消毒施設、農場境界柵、作業機械、集出荷ライン、堆肥舎等の整備支援

○補助率：1／2以内

○提出締切：5月上旬

\*詳細は次ページ以降をご覧ください。

問い合わせ先：一般社団法人日本養鶏協会

業務第一部長 野澤

電話：03-3297-5515

FAX：03-3297-5519



# 日 鶏 協 回 覧 板

2024年4月4日  
一般社団法人日本養鶏協会

## 消費・安全対策交付金の要望調査の実施について

今回要望調査を行っている補助事業の概要は以下のとおりです。

事業名	消費・安全対策交付金
補助対象	① 鶏舎入気口フィルター、細霧装置の整備 ② 農場の分割管理の導入に当たり必要な施設整備 令和6年度中に実施する計画を募集します。
補助率	1 / 2 以内 ただし、以下のとおり1農場あたりの補助額の上限があります。 ・鶏舎入気口フィルター：1,000万円 ・細霧装置：400万円 ・農場の分割管理：5,000万円 ※ 農場の分割管理については、堆肥舎等について別途基準事業費を設定しています。
事業実施主体になれる者	農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体*等 ※ 防疫対策の実施を目的として設立された団体で、農家3戸以上により構成されている団体 なお、施設整備しようとする畜産経営体が直接所属する団体である必要があります。
要望がある場合の問い合わせ先	都道府県により異なる場合がありますが、都道府県の家畜衛生部局、家畜保健衛生所へご相談ください。
要望提出締切	5月上旬 (都道府県により日付が異なる場合がありますので、要望される場合は都道府県家畜衛生部局や家畜保健衛生所へご確認ください。)

事業メニューごとに、以下の点にご留意ください。

### ① 鶏舎入気口フィルターの整備

- ・粉じん、羽毛等の鶏舎内への侵入を防止するために鶏舎入気口に設置するフィルター及び関連機器（目詰まりを監視する差圧計等）の整備が補助対象となります。
- ・使用するフィルターについて、フィルターとしての規格・性能（どの程度の大きさの粒子をどの程度捕集できるか）の確認できるものを使用してください。フィルターとして販売されていない不織布等、フィルターとしての性能が不明なものは補助対象外



# 日 鶏 協 回 覧 板

2024年4月4日  
一般社団法人日本養鶏協会

となります。

- ・全ての入気口に設置することが望ましいですが、鳥インフルエンザの警戒ゾーンに使用する入気口のみを設置する計画も応募可能です。
- ・整備する農場は飼養衛生管理基準を全て遵守している必要があります。

## ②細霧装置の整備

- ・鶏舎内に侵入する粉じん等を抑制するために入気口周辺に設置する細霧装置の整備が補助対象となります。
- ・全ての入気口に設置することが望ましいですが、鳥インフルエンザの警戒ゾーンに使用する入気口のみを設置する計画も応募可能です。
- ・整備する農場は飼養衛生管理基準を全て遵守している必要があります。

## ③農場の分割管理の導入に必要な施設整備

農場の分割管理に当たっての対応マニュアル（令和5年9月13日付け5消安第3485号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき疾病発生時の殺処分対象頭羽数の抑制を図るため、家畜飼養農場における分割管理の導入に当たり追加が必要となる更衣室、車両消毒施設、農場境界柵、作業機械、集卵ベルト、堆肥舎等の整備・改修が補助対象となります。

事業活用のイメージについては、別添もご参照ください。

### ※ 農場の分割管理の導入に必要な施設整備の基準事業費について

次の表に掲げる施設については、基準事業費を交付対象の上限としています。ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施行する必要があると特に認められる場合、特認事業費を上限とすることができる場合があります。

基準事業費は、施設本体の建設に必要な経費に適用され、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料、実施設計費その他諸経費は基準事業費又は特認事業費の上限額には含まれません。

整備施設		基準事業費	特認事業費
家畜排せつ物処理施設	堆肥舎 500㎡未満	62千円/㎡	80千円/㎡
	500㎡以上 (附帯設備を除く。)	59千円/㎡	76千円/㎡
自給飼料関連施設	飼料原料保管施設等 (附帯設備を除く。)	69千円/㎡	89千円/㎡
	飼料調製施設 (附帯設備を除く。)	61千円/㎡	79千円/㎡



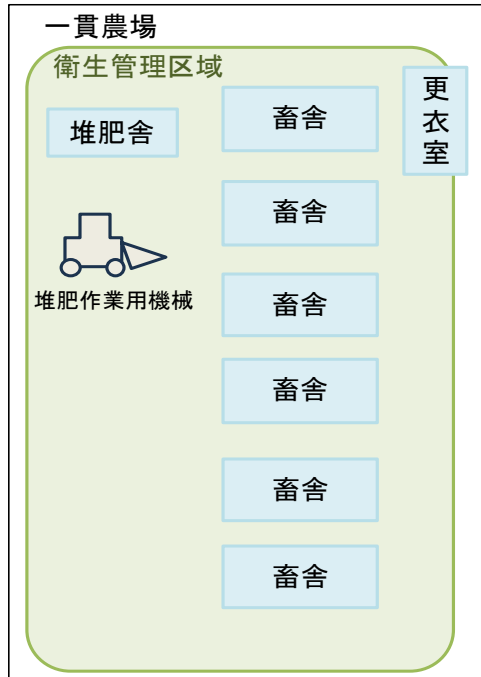
# 日 鶏 協 回 覧 板

2024年4月4日  
一般社団法人日本養鶏協会

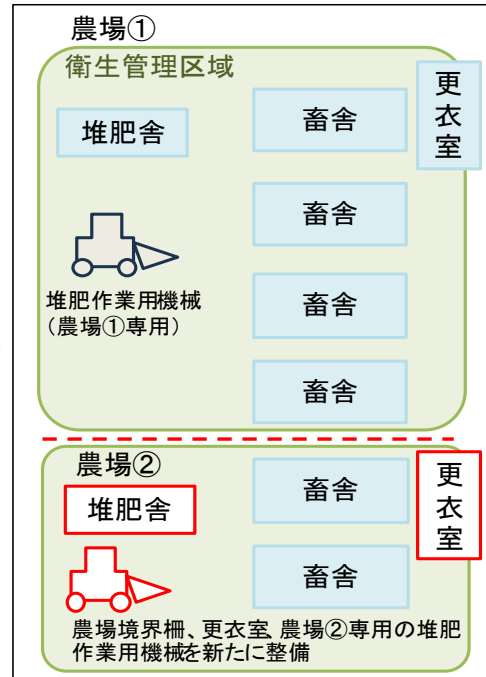
別添 農場の分割管理に係る施設整備の活用イメージ

## 活用例① 更衣室、農場境界柵、堆肥作業用機械を整備

(分割前)

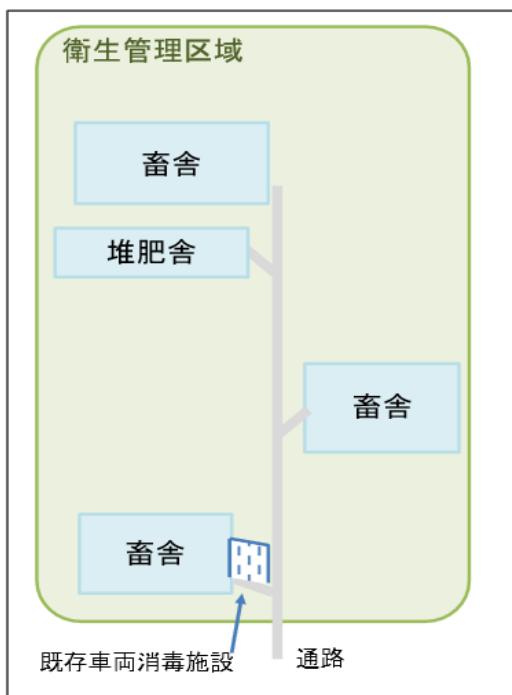


(分割後)

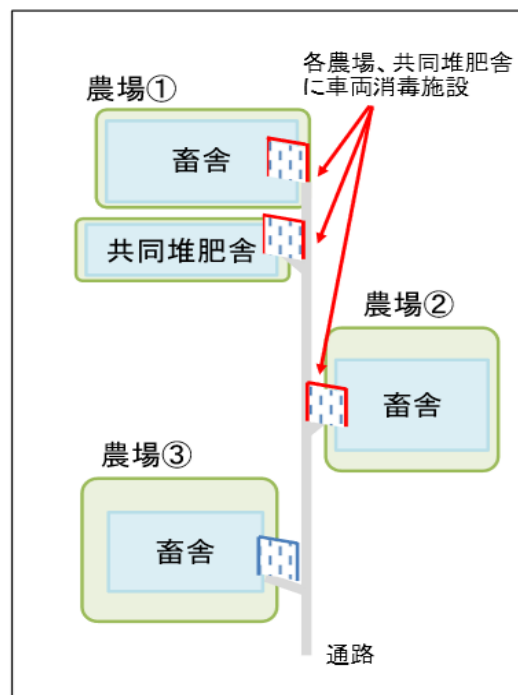


## 活用例② 車両消毒施設を整備

(分割前)



(分割後)



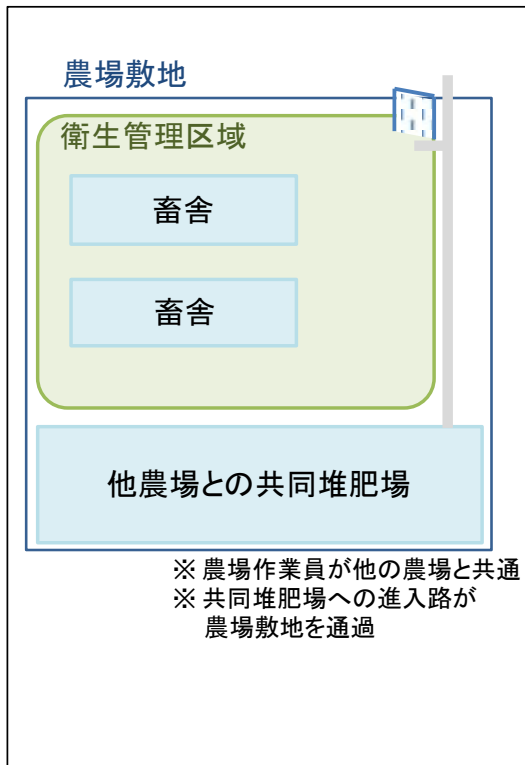


# 日 鶏 協 回 覧 板

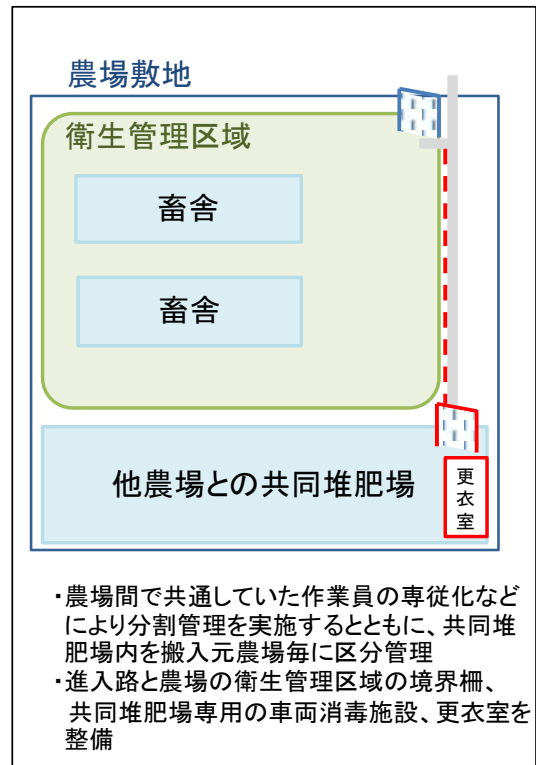
2024年4月4日  
一般社団法人日本養鶏協会

## 活用例③ 農場境界柵、車両消毒施設、更衣室を整備

(分割前)



(分割後)



日鶏協回覧板 発行者：一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号 馬事畜産会館内(5階)

TEL：03-3297-5515 FAX：03-3297-5519 発行日：2024年4月4日

編集・発行責任者：浅木 仁志(info@jpa.or.jp)